

三重縣公報 第八百六號

昭和五年一月三十一日

金曜日

告示

●三重縣告示第八十二號
馬匹去勢法施行規則第十八條ニ依リ本年施行スヘキ去勢猶豫馬匹検査ノ期日及場所左ノ通定ム
昭和五年一月三十一日

三重縣知事 市 村 慶 三

検査期日

二月十五日午前十一時
同 十六日同
同 十七日同
同 二十三日午前十時
同 二十四日同
同 日午後二時
同 二十五日午前十時
同 二十六日同

検査場所

員辨郡阿下喜町家畜市場
桑名郡多度村役場
三重郡菰野町役場
鈴鹿郡龜山町家畜市場
河藝郡大里村役場
安濃郡新町元郡役所
一志郡久居町家畜市場
度會郡御園村役場

検査區域

員辨郡一圓
桑名郡一圓
三重郡、四日市市一圓
鈴鹿郡、阿山郡、名賀郡一圓
河藝郡一圓
安濃郡、津市一圓
一志郡、飯南郡一圓
多氣郡、度會郡、志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡
宇治山田市一圓



●三重縣告示第八十三號

あめこ漁業左ノ通許可セリ

昭和五年一月三十一日

許可番號	許可年月日	漁業者住所氏名	漁業場所	漁獲物ノ種類	漁業時期	許可期間	條件
------	-------	---------	------	--------	------	------	----

一、九〇七	昭和五年一月二十九日	北牟婁郡尾鷲町村島岡助	銚子川矢ノ川及中川筋	あめこ	自二月一日起至九月三十日	自昭和五年二月一日起至同年九月三十日	許可條項ニ違反シテ操業シタル場合ハ本許可ヲ取消スコトアルヘシ
-------	------------	-------------	------------	-----	--------------	--------------------	--------------------------------

一、九〇八	同	仲壽一郎	同	同	同	同	同
-------	---	------	---	---	---	---	---

一、九〇九	同	仲高助	同	同	同	同	同
-------	---	-----	---	---	---	---	---

一、九一〇	同	仲貫一	同	同	同	同	同
-------	---	-----	---	---	---	---	---

一、九一一	同	同市悦太郎	同	同	同	同	同
-------	---	-------	---	---	---	---	---

一、九一二	同	同杉谷肅	同	同	同	同	同
-------	---	------	---	---	---	---	---

一、九一三	同	同天満丑太郎	同	同	同	同	同
-------	---	--------	---	---	---	---	---

一、九一四	同	同前田相賀町虎三郎	銚子川筋	同	自一月一日起至九月三十日	自昭和五年一月二十九日至昭和六年九月三十日	同
-------	---	-----------	------	---	--------------	-----------------------	---

一、九一五	同	同直江愛亮	同	同	同	同	同
-------	---	-------	---	---	---	---	---

●三重縣告示第八十四號

左記健康保險被保險者證紛失届出ニ依リ無効トス

昭和五年一月三十一日

三重縣知事 市村慶三

記

記號	番號	勤務スル工場又ハ事業場ノ名稱	同上所在地	交付年月日	交付ヲ受ケタル者ノ氏名
四しい	一〇二	眞生製陶所	四日市市北川原町	四、四、一	伊藤一男

訓令

●三重縣訓令甲第六號

支廳長
市町村長

昭和五年一月二十五日地方長官會議ニ於テ内閣總理大臣竝内務大臣ヨリ別冊要領
ノ通訓示セラル各位宜シク之カ意ヲ體シ以テ其ノ趣旨ノ徹底ヲ期スヘシ
右訓令ス(別冊ハ別ニ頒ツ)

昭和五年一月三十一日

三重縣知事 市 村 慶 三

廳中事項

●叙任辭令

昭和五年一月三十日

願ニ依リ本職ヲ免ス

防疫監吏 加藤 勝三

通牒照會

●三重縣訓令乙第五十三號

三重縣恩賜兒童就學獎勵規程第一條ニ依ル獎勵金左ノ通交付ス

昭和五年一月三十一日

市町村名

●桑名郡

桑名町
桑名町
西桑名町
城南村
桑部村
桑良村
在生村
益谷村
深谷村
野代村
古演村
古美村
多度村
七取村
楠島村
長島村

交付額

三重縣知事

市町村
市
村
慶
三

市町村

交付額

二四

一五

二四

一七

五三

三一

三九

二六

四六

九

四

七

五

二四六

四五

五六

一八

二七

二三

三五

八

九

〇

一八

二六

一三

六三

木曾岬村

伊曾島村

●員辨郡

阿下喜町

久米村

大長村

梅戸井村

三里村

石橋村

丹生川村

治田村

東藤原村

西藤原村

白瀬村

立田村

中里村	十社村	山郷村	笠田村	大泉村	大泉村	稻部村	神和田村	七和田村	富田三郡	富洲原町	荻野町	日永村	桶原村	河部村	内山部村	小澤村	水郷村	四郷村
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----

三八	一九	一八	一〇	一三	四三	一〇	二四	一三九	一五八	三〇	三五	三八	六八	七三	三一	二二	一三二
----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	-----

常磐村	川島村	神前村	櫻種村	千種村	鶴川村	縣重村	三津村	羽津村	川越村	朝日村	大矢知村	八郷村	下野村	保々村	竹永村	朝上村	龜山町	關鹿郡
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

一六	一七	一七	四二	三九	二七	三四	二一	三五	二〇	一三	三八	二二	七一	一三	六一	八三	三四
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

神邊村	坂下村	加太村	畫生村	國府村	井田村	庄野村	高瀬村	牧田村	石薬師村	久間田村	深澤村	椿内村	川崎村	野登村	白川村	白子河村	神戶町
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----

一八	二二	一二	三五	二二	一一	二一	二一	二六	二八	一九	二八	一一	二二	二二	二八	二五	四八	三四
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

一身町	稻生村	天名川村	合川村	榮野村	上津村	豊田村	黒田村	白塚村	栗真村	大里村	高野尾村	棕本村	明本村	飯野村	河曲村	一ノ宮村	箕田村	玉垣村	若松村
-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----

一七	一八	一九	一六	一五	七三	三一	二〇	四五	三八	四一	一四	二二	一六	二二	四六	五七	五〇	三九	四七
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

五〇 一〇五 二四 二九 二〇 一八 三〇 三九 二 二八 七 一三三 二四 一七 二三 二三 一四 一二 一八 八七

二七 五四 五一 一六 二六 一九 四七 二二三 六三 三四 一六 二〇 五〇 五〇 三三 三三 二六 二二 三四 三三

一五 一〇 六三 二五 九 一四 六五 四七 二四 三四 五三 二二 一一 一三 二四 五六 九九 五四 三一 二〇

四二 一三 六六 三四 五八 七八 六〇 四〇 三四 三七 二四 二四 三〇 三三 五四 二七 三一 五三 一五

龍川村 箕曲村 比奈知村 國津村 花垣村 古山田村 猪田村 依那古村 比自岐村 神戶多村 美濃波多村 上津村 種生村 矢持村 鳥羽志摩郡 濱島町 波切町 桃取村 答志村

四六 二五 九二 二二 三七 七四 一四 一七二 二〇 六二 二一 一五 一三 五六 五一 四四 一一 四二

神島村 菅島村 坂手村 加茂村 鏡浦村 長岡村 的矢村 安乘村 國府村 磯部村 鵜方村 神明村 立神村 甲賀村 志島村 畔名村 船越村 布施田村

一四 一五 五九 二八 四四 一六 一一 二二 七一 三一 一七 一六 一四 一三 一〇

和具村 越賀村 御座村 尾鷲町 引本町 長島町 相賀町 九鬼村 船津村 須賀利村 桂城村 三野瀬村 赤羽村 二郷村 錦村 木本町 北輪內村 南輪內村

三三 一四 七 二五 二九 六九 四一 一〇 一四 一二 一三 五九 二二 一三 七〇 三五 七九

荒坂村 新鹿村 泊井村 有神村 市木山 阿田和 井田村 鵜殿村 御船村 相野谷 尾呂志 上川村 入鹿村 西山村 神川村 五郷村 飛鳥村 津島市 四日市 宇治山田市

三五 三八 一八 七〇 四八 六九 一九 一七 二二 一五 三三 七二 一五 四二 三二 二二 六一 五五 三八 五八

●地第一二三號

昭和五年一月三十一日

內務部 長

支廳 長 殿

〔例規〕 各市町村長殿

鐵道從業員ノ特別投票ノ爲投票用紙請求ニ際シ添附スル證明書ノ件

標記ノ件ニ關シ左記ノ通其ノ筋ヨリ通牒有之候ニ付及移牒候也

記

內務省鐵地第一號

昭和五年一月二十七日

內務省地方局長

各地方長官殿

鐵道從業員ノ特別投票ノ爲投票用紙請求ニ際シ添附スル證明書ノ件依命通牒

鐵道列車ニ乗務中ノ者特別投票ヲ爲サムカ爲投票管理者ニ投票用紙ノ請求ヲ爲ス場合ハ衆議院議員選舉法施行令第二十八條第一項第三號ニ掲クル者ノ證明書ヲ添附スヘキ義ニ有之候處今回別紙鐵道省運輸局長通牒ノ通昭和四年五月鐵道省所屬ノ運輸、運轉從事員職制及服務規程改正ノ結果從前ノ「車掌監督」ハ之ヲ「車掌所主任」ト改メラレタル趣ニ付同施行令第二十八條第一項第三號中「車掌監督」ノ證明書ハ自然「車掌所主任」ノ證明書ヲ添附スル義ニ候條御管下ヘ周知方御取計相成度

(別紙)

鐵運乙第三六九號

昭和五年一月二十三日

內務省地方局長次田大三郎殿

鐵道省運輸局長 久保田 敬一

當省所屬車掌監督ノ職名ヲ車掌所主任ト改稱シ客年五月十一日ヨリ實施致候處右ハ大正十五年一月勅令第三號衆議院議員選舉法施行令第二十八條第一項第三號ノ關係モ有之候ニ付此段及通牒候

●地第一四三號

昭和五年一月三十一日

支 廳 長 殿

各 市 町 村 長 殿

內 務 部 長

衆議院議員選舉事務ニ關スル件

選舉事務取扱方ニ關シテハ頃日開會ノ選舉事務打合會ニ於テ夫々研究ヲ遂ケラレ些ノ失點無キヲ期セラルルモノト相信シ候ヘ共本月二十五日開催地方長官會議ノ際特ニ當局ヨリ別記ノ通指示有之候條御含ノ上篤ク御留意萬遺漏無キヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

(別記)

一、棄權防止ニ關スル件

(イ)選舉ノ精神ヲ普及徹底シ以テ棄權防止ニ努ムヘキコトハ從前屢々指示セル所ナルモ選舉ノ實踐ニ徴スルニ棄權者ノ數漸次増加ノ傾向アルハ甚タ遺憾トセサルヲ得ス今次ノ總選舉ニ際シテハ適切ノ方法ニ依リテ選舉民ノ理解ト自省トヲ促シ棄權者ノ減少ニ努ムヘキコト

(ロ)會社工場等ノ使用人等ニ在リテハ就業ノ關係上選舉權ヲ行使シ得ラレサル者アルヘク此ノ如キハ普通選舉ノ實ヲ舉クルニ於テ甚タ遺憾トスル所ナルヲ以テ會社工場主等ヲシテ成ルヘク其ノ使用人等ニ投票ヲ爲シ得ルノ機會ヲ與ヘシムル様配慮セラレタキコト

一、選舉人名簿ニ關スル件

(イ)選舉人名簿ノ正否ハ選舉權ノ行使ニ直接關係アリ延テ選舉ノ効力ニ影響スル所亦大ナルモノアルヲ以テ選舉前豫メ之カ調査ヲ爲シ無權者又ハ失格者ハ名簿ニ適宜付箋ヲ爲シ置ク等其ノ正確ヲ期シ選舉ニ際シ混雜ヲ生スルカ如キコトナキ様注意スルコト

(ロ) 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者取消サルルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其ノ効力ヲ失フモノナルヲ以テ此ノ種ノ者ニ對シテハ法第六條第六號及第三百三十七條第一項ノ適用ナク從テ他ノ要件ヲ具備スルニ於テハ猶豫期間經過ト同時ニ選舉權及被選舉權ハ之ヲ有スルモノナルヲ以テ誤解ナキヲ期セラルヘキコト

一、投票函及投票所ニ關スル件

(イ) 投票函ハ豫メ破損ノ箇所ナキヤ否ヲ調査シ其ノ修理ノ要アルモノハ速ニ之ヲ修理シ置ク等他日紛議ノ因ヲ爲スカ如キコトナキヲ期セラルヘキコト

(ロ) 投票函ハ一旦之ヲ閉鎖シタル後ハ假令投票所内ニ未タ投票ヲ爲ササリシ選舉人アルコトヲ發見スルモ之ヲシテ投票ヲ爲サシムルヲ得サルノミナラス之カ爲選舉ノ効力ニ影響ヲ及ボスコトナキニアラサルヲ以テ投票函ノ閉鎖ニ當リテハ投票所内ニ在ル選舉人ニシテ投票ヲ終ラサル者ナキコトヲ確メタル上之ヲ閉鎖セシムルコト

(ハ) 投票所狹隘ナルトキハ選舉人ヲシテ投票ニ多大ノ時間ヲ空費セシムルノミナラス投票ノ記載ニ際シテモ自然他ヨリ視見セラルルノ虞ナキニアラサルヲ以テ役場ノ狹隘ナル町村ニ於テハ成ルヘク他ニ適當ノ場所ヲ選定シ且投票ノ記載所ハ成ルヘク多數之ヲ設備シ以テ投票ニ不便ナカラシムルト共ニ投票所内外ノ狀態ニ應シテ適當ノ設備ヲ爲シ他ヨリ視見シ得サル様爲スヘキコト

(ニ) 投票所ニハ選舉人、投票所ノ事務ニ從事スル者投票所監視ノ職權ヲ有スル者及警察官吏ノ外ハ一切入ルコトヲ得サルニ付疾患ノ爲單獨投票所ニ入ルコト能ハサル選舉人ノ付添ノ爲ナリトスルモ規定外ノ者ハ投票所ニ入ラシムルカ如キコトナカラシムルコト

一、投票用紙及投票用封筒ニ關スル件

投票用紙及投票用封筒ニ關スル左記ノ事例ニ鑑ミ其ノ取扱ニ誤ナキヲ期スルコト

(イ) 投票用紙ニハ投票所印ヲ押捺スヘカラサル義ナルニ拘ラス投票所印ヲ押捺シテ交付シタル事例アリ

(ロ) 點字投票用紙ニハ必ス點字投票ナル旨ノ印ヲ押捺シテ交付スヘキ義ナルニ拘ラス之ヲ押捺セスシテ交付シタル事例アリ

(ハ) 點字投票ト雖假投票ヲ爲サシムル場合ノ外ハ封筒ヲ交付スヘカラサル義ナルニ拘ラス投票用紙ト共ニ封筒ヲ交付シタル事例アリ

(ニ) 假投票ノ封筒ニハ必ス投票所印ヲ押捺スヘキ義ナルニ拘ラス之ヲ押捺セスシテ交付シタル事例アリ

(ホ) 不在投票送致ノ場合ハ之ヲ他ノ送致用封筒ニ入レテ封緘シ其ノ表面ニ投票在中ノ旨ヲ明記シ其ノ裏面ニ署名捺印ヲ爲スヘキ義ナルニ拘ラヌ送致用封筒ヲ用ヒス投票用封筒ニ直ニ切手ヲ貼付シテ送致シ或ハ送致用封筒ノ表面及裏面ニ記載又ハ署名捺印ノ手續ヲ缺ケル儘送致シタル事例アリ

(ヘ) 市町村ノ區域ヲ分チテ數投票區ヲ設ケタル場合市町村長ノ管理ニ屬セサル投票區ノ選舉人ヨリ郵便ヲ以テ不在投票用紙及封筒ノ交付ヲ市町村長ニ請求アリタル場合ニ自己ノ管理外ナルノ故ヲ以テ其ノ儘本人ニ返還シタルノ事例アリ此ノ如キ場合ニ於テハ其ノ所屬投票管理者ニ廻送スル等便宜ノ取扱ヲ爲スヘキコト

●農第二八一號

昭和五年一月三十一日

支廳長殿

各市町村長殿

内務部長

昭和五年去勢猶豫馬匹檢查施行ノ件

縣告示第八二號ヲ以テ本年去勢猶豫馬匹檢查施行可相成候ニ就テハ御郡内受檢馬匹所有者ニ對シ當日定刻迄ニ當該檢査場所ヘ牽付候様御示達相成度此段及通知候也
迨テ關係市町村長ハ馬匹去勢法施行規則第十一條ニヨリ檢査馬匹連名簿ヲ去勢猶豫馬匹檢査官ニ提出相成度此旨申渡候

●農第二八五號

昭和五年一月三十一日

內務部長

支廳長殿
各市町村長殿

御遷宮奉祝神都博覽會開催ニ付出品方ノ件

本年三月十日ヨリ五月十日迄御遷宮奉祝ヲ目的トシテ宇治山田市主催ノ下ニ御遷宮奉祝神都博覽會開催ノ件ニ關シテハ客年十月十四日付商第三、四八〇號（十月十五日縣公報第七百五十一號登載）ヲ以テ及通牒置候處右出品事務打合ノ爲去ル本月二十一日當廳內縣農會樓上ニ協議會ヲ開催シ左記事項書ノ通夫々打合ヲ了シ候ニ就テハ當日缺席ノ向モ有之一般ニ徹底シ居ラサルニ付御部內關係當業者ニ急速適當ノ方法ヲ以テ周知ノ上出品方御勸奨相成ト共ニ出品希望者ハ別記要項ニ基キ速ニ手續履踐候様配意相煩度此段及通牒候也

記

御遷宮奉祝神都博覽會本縣出品事務打合事項

一、出品ニ關スル件

- 1、本縣ノ出品陳列場所ハ別ニ賣店ニ出品ヲ爲スノ外國產館、農林館ヲ通シ大體百小間ノ豫定ナリ場所使用料並外部裝飾費ハ縣費ヲ以テ支出ス
- 2、出品ハ主トシテ團體ヲ原則トスルモ團體ノ組織ナキモノ又ハ團體出品ノ方法ニ依リ難キモノ若ハ個人出品ヲ適當ト認ムルモノ等ハ此ノ限ニ在ラス
- 3、農產品ハ縣農會、畜產品ハ縣畜產組合聯合會、水產品ハ縣水產會、茶ハ縣茶業組合聯合會議所、林產品ハ縣山林會、酒類ハ縣酒造組合聯合會、醬油溜ハ縣醬油同業組合、織物ハ縣織物聯合會、生絲ハ縣製絲同業組合、蠶種ハ蠶種同業組合、繭ハ養蠶組合聯合會、清涼飲料水ハ縣清涼飲料水同業組合ニ於テ其

ノ他縣ヲ區域トスル團體ニ在リテハ縣下ヲ聯繋メ出品セラレタシ

4、出品希望者ハ二月十日迄ニ所要小間坪數ヲ前記團體ヲ經由シ申込マレタシ

5、出品陳列ニ付テハ左記方法ノ一ヲ選擇セラルヘキモ獨立陳列ノ外ハ可成統一シタル共同裝飾ノ方法ニ依ラシムルコトヲ望ム

(イ)獨立陳列

土間ヲ使用シ戸棚ヲ自設スル等陳列裝飾一切ヲ出品人ニ於テ自ラ施設スルモノ

(ロ)自營陳列

戸棚ハ縣ヨリ供給ヲ受ケ出品者個々ノ考案ニ依リ陳列裝飾ヲ自ラ施設スルモノ

(ハ)共同陳列

戸棚ハ縣ヨリ供給ヲ受ケ別ニ區劃ヲ設ケス一定ノ統一シタル裝飾ヲ施シ出品者ニ於テ

之ヲ共同使用シ陳列裝飾一切共同ノ負擔ヲ以テ施設スルモノ

6、前項ニ依リ獨立、自營陳列ノ如キ各出品場所ヲ區劃スルモノアルヘキモ陳列場所狹隘ナルヲ以テ陳列上ノ體裁等モ考慮シ可成各出品者毎ニ特別ノ區劃ヲ設ケサル様致シタシ

7、出品ハ代表的ノ物品ヲ選定シ地方物產ノ紹介上意義アル陳列ヲ爲シ從來往々ニシテ見ル出品ノ詰込主義ニ依ラサルコトニ留意セラレタシ

8、出品場所ノ配當面積並位置ハ全部ノ出品申込到達ノ上縣ニ於テ最モ公正ニ抽籤等ノ方法ニ依リ決定ノ上ノ日通報ス

9、館内出品物ハ賣約ヲ爲スノ外即賣ノ取扱ヲモ爲スヘキニ付之カ制度ヲ利用シ本縣物產ノ紹介上有効ニ活用致シタシ尙即賣ニ適スル出品ハ當初ヨリ相當點數ヲ出品シ後追加出品ノ通報アル時ハ直ニ送付スヘク準備セラレタシ

右即賣品ニ關シテハ豫メ其ノ追加補充ノ能力ヲ出品目録備考欄ニ記載セラレタシ

10、特設館及賣店ヲ除ク外出品物ノ賣約及即賣ニ關スル事務ハ博覽會當局ニ於テ之ヲ行ヒ出品者直接ノ關與ハ一切許サレサルニ付御承知アリタシ

11、出品物ハ陳列後可成出品臺帳ト現品トヲ對照ノ上縣係員ニ於テ引繼ヲ受クルコトニ致シタシ

12、即賣品補充ノ場合ハ出品者所在支廳市町村組合團體ニ速報致スヘキニ付追加目録相添ヘ速ニ現品追送セラル、ト共ニ前項ニ準シ引繼ヲ受クルコトニ致シタシ

13、館内ニ於テハ博覽會事務局ニ委任シテ「リーフ」「パンフレット」等ノ印刷物ヲ配付スルノ外出品者ニ於テ直接宣傳等ノ行爲ハ見合サレタシ

14、即賣品並賣約品引渡ノ際使用スル包裝紙ハ可成出品團體等ニ於テ御準備相願ヒ出品ノ際御送付願ヒタシ

15、出品物ノ引取ハ可成出品者若ハ其ノ代理者出張處理セラレタシ

16、出品物ニシテ外部ヨリ其ノ内容ヲ窺知シ難キモノハ別ニ硝子瓶等ノ容器ニ見本品トシテ添付セラレタシ

17、出品目録用紙出品物附札(附札ハ即賣品用ト賣約若ハ非賣品用トニ區分スルコト)等交付ヲ受ケムトスルトキハ所要數申出ラレタシ

二、陳列裝飾ニ關スル件

1、陳列裝飾ニ付テハ陳列戸棚上部ノ縣名標識裝飾費ハ縣費ヲ以テ支出スルモ自營共同ノ各陳列戸棚内部裝飾費及各土間獨立陳列裝飾施設費ハ各出品人ニ於テ負擔セラレタシ

2、今回出品物ハ各出品者ノ御養同ヲ得テ背面裝飾ヲ統一シタル方法ニ依ラムトス出品ノ目的達成上有効ニシテ且出品者ノ負擔ヲ輕減シ得ラルヘキニ付御同意願ヒタシ

3、各出品人ハ陳列裝飾ノ爲本人代理人又ハ代表者ノ出張ヲ希望スルモ出張シ難キ場合ハ其ノ方法及費用ノ限度ノ詳細ヲ二月十日迄ニ申出ラレタシ然ル上ハ縣出張員ニ於テ適當ニ實施方ヲ斡旋ス

4、裝飾設備ヲ請負ハシメタルトキハ該請負事業ノ責任主任者名及完成期日ヲ豫メ届出ラレタシ

5、陳列裝飾ニ付テハ出品者ノ任意トスルモ出品規程第二十五條ニ準據シ其ノ高サハ戸棚ニ垂直四尺以内

トシ會場全體ノ統整採光見通シヲ妨ケサル様御留意アリタシ

- 6、出品物陳列裝飾ニ就テハ三月八日迄ニ必ス完了スル様特ニ御配慮アリタシ
- 7、音響、照明、動力、水熱等ヲ應用セムトスル裝置ニ對シテハ豫メ申出アリタシ
- 8、館内ノ増員看守人並賣店ノ自營看守人等ノ斡旋方ヲ希望セララルル向ハ二月五日迄ニ申出ラレタシ
所要經費ハ總テ申出人ノ負擔トス
- 9、増員看守人並賣店自營看守人ノ服裝給料及服務ハ本會看守服務規程ニ準據シ之ヲ統一セラルヘキニ付
御了知アリタシ

三、出品物ニ關スル件

- 1、出品目録ハ三通ヲ調製シ二月十日迄ニ當廳農商課ニ到達スル様御差出アリタシ
- 2、出品物ハ荷造ニ注意シ二月二十日迄ニ山田驛前山田合同運送株式會社ニ到着スル様發送セラレタシ
- 3、出品物荷箱ニハ保管上必要ニ付(御遷宮奉祝神都博覽會ニ重縣出品物)ナルコトヲ明記セラレタシ
國產館出品物ト農林館出品物トハ必ス荷箱ヲ區別スルト共ニ之ヲ表示シタル附札ヲ貼付セラレタシ
- 4、出品物中即賣品ニアリテハ赤色印刷附札ヲ賣約非賣品ニアリテハ黑色印刷附札ヲ一品毎ニ貼付セラレ
タシ
- 5、出品物ニハ所定ノ出品附札ヲ附セラレタシ價格ハ出品目録ト一致シタル價格ヲ記載セラルル様注意ア
リタシ
- 6、出品物附札ト出品目録トノ價格相違セル場合ハ出品目録記載ノ價格ヲ正ト認メ處理スヘキニ付承知ア
リタシ
- 7、賣約及即賣ハ總テ事務局直接ニ之ヲ取扱ヒ賣約手数料トシテ賣上金額ノ百分ノ五ニ相當スル金額ヲ本
會ニ納付スルモノトス

- 8、出品物ノ往返運賃荷造費用ハ出品人ニ於テ負擔セラレタシ最モ鐵道省及同省トノ連絡ノ私設鐵道汽船
會社ノ運賃ハ二割引ノ特典アリ

- 9、出品物代價中容器代ヲ含マサルモノハ出品目録並附札摘要欄へ容器代何程ト記載セラレタシ

四、出品者ニ關スル件

- 1、博覽會出品人關係役員ニ對シ鐵道省及同省ト連絡スル私設鐵道汽船會社乘車船賃ニ割引ノ特典アルモ
右ハ關係役員及出品人ニ限り使用シ得ルモノニ付苟モ濫用ノ譏ナキヲ期セラレタシ割引證必要ノ向ハ隨
時當廳農商課ニ申出アリタシ
- 2、本博覽會ニ於テハ出品物ニ對スル審査ヲ行ハサル爲各出品者ニ對シ記念狀ヲ贈呈セラルルモノナリ
- 3、出品者ニ於テ自己ノ出品陳列場所ノ狀況ヲ撮影希望ノ向ハ豫メ當廳農商課ニ申出アリタシ實費ヲ以テ
之ヲ撮影ノ斡旋ヲナス

- 4、電力、電燈、電話、給水ヲ必要トセラルル向ニアリテハ至急其ノ所要數ヲ申込マレタシ

五、特設館設置並賣店出品ニ關スル件

- 1、特設館ノ設置並賣店出品ハ館内出品ト相俟テ物產紹介上有意義ノコトタルヲ信スルヲ以テ之ヲ希望者
ハ使用料、裝飾費、看守人費其ノ他諸經費自辨ヲ以テ精々出品セラルルコトニ致シタシ
- 2、特設館設置並賣店出品希望者ハ二月五日迄ニ所要小間坪數ヲ當廳農商課ニ申込マレタシ
- 3、特設館並賣店出品事務一切ハ當該出品團體若ハ出品人ニ於テ處理セラレタシ

六、其ノ他ニ關スル件

- 1、本縣出品事務所ハ二月二十日ヨリ五月二十五日迄山田驛前三重縣商品陳列所内ニ設置ノ見込ニ付同期
間ノ文書ハ該事務所ニ送付セラレタシ
- 2、會期中各種ノ「デー」「ペーセント」等特種ノ催物ノ際本會ヨリ出品物割引方ニ付交渉アリタルトキノ準

備トシテ必要ニ付其ノ割引歩合ヲ豫メ申出置カレタシ

3、開館式當日 皇太神宮ニ於テ大々神樂ヲ奉奏セラル、ニ付出品人ハ多數參拜セラレタシ

4、本博覽會ハ博覽會當局並協賛會ニ於テモボスター配付其ノ他勸誘狀發送等夫々宣傳ヲナシ入場者ノ勸誘ニ努メラレツ、アリト雖モ普ク徹底ヲ見ルコトハ到底不可能ニ付各位ニ於テハ何卒適當ノ機會ヲ以テ可然宣傳方特ニ配意ヲ煩ハシタシ

七、「三重の産業」印刷配付ノ件

本縣勸業協會ニ於テ「三重の産業」四六版約二萬部以上ヲ印刷シ會期中該地ニ於テ本縣産業紹介ノ爲最有効適切ノ方法ヲ以テ配付セムトス

同印刷物ニハ別記要項ノ通り紙面特別記事掲載並廣告募集可致ニ付精々應募アリタシ

一、豐橋市商工協會主催全國特産品博覽會出品方ノ件

來ル三月二十日ヨリ五月十三日迄豐橋市商工協會主催ヲ以テ全國特産品博覽會開催可相成ノ處出品者若クハ諸團體ノ協力ヲ以テ精々多數出品セラレタシ

「三重の産業」特別記事掲載並廣告募集要項

一、「三重の産業」四六版約二百頁ヲ以テ約二萬部以上印刷ノ豫定ニシテ宇治山田市主催御遷宮奉祝神郡博覽會ノ會期中該地ニ於テ本縣産業紹介ノ爲最有効適切ノ方法ヲ以テ配付スルモノニシテ之ニ對シ紙面特別記事掲載並廣告ヲ募集スルモノトス

二、紙面特別記事掲載ハ各當業者別ニ業務ノ内容ヲ紹介スルヲ目的トスルモノニシテ一當業者ニ付四頁ヲ限度トシ料金ハ左ノ區分ニヨル

記

一頁ニ付 金貳 拾 圓

二頁同 金參 拾 五 圓

三頁同 金五 拾 圓

四頁同 金六 拾 五 圓

希望者ハ申込書ニ料金並文案ヲ添ヘ申込ムモノトス

前項文案ハ本會ニ於テ審査添削スルコトアルヘシ之ニ對シ申込者ハ異議ヲ稱ヘ得サルモノトス

三、廣告ハ總テ二版活版刷トシ料金ハ左ノ區分ニ依ル

記

上表紙裏面 金五 拾 圓

下表紙表面 金百 圓

下表紙裏面 金五 拾 圓

接續一頁共二頁 金拾 貳 圓

普通二版刷一頁 金七 圓

同 半頁 金四 圓

同 四半頁 金四 圓

同一人ニ對スル廣告頁數ノ制限ヲ爲サス但シ一頁ヲ超ユル料金ハ一頁料金ノ率ニ依ル

希望者ハ申込書ニ料金並廣告原稿、寫真版、カット等ヲ添ヘ申込ムモノトス

特ニカット寫真版等ノ調製方ヲ本會ニ依頼サルモノ若ハ石版印刷希望ノモノハ別ニ超過實費ヲ申受クルモノトス

廣告ハ色紙ヲ用フルコトアルヘシ

四、既納ノ料金ハ返還ヲ爲ササルモノトス

五、普通廣告ノ挿入並特別記事掲載順序等ハ本會ニ於テ最モ公平適當ト認ムル方法ニ依リ掲載スルヲ以テ之

二對ノ異議ヲ稱ヘ得サルモノナシ

昭和五年一月三十一日印刷發行

三重縣公報(第三種郵便物認可)

三 重 縣 廳

三重縣津市下部田千六百十九番ノ二

印刷所 三 重 縣 印 刷 所

振替口座番號 名古屋一四五〇六番